

(目的)

第1条 この要綱は、日本で最も美しい佐井村づくりビジョン（平成30年3月策定）並びに日本で最も小さくかわいい漁村を実現するためのアクションプラン（平成30年3月策定）実現に向けた取組みを推進するにあたり、地域の特色を活かし、地域の将来を考えて住民自らの創意と工夫により行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、日本で最も美しいむらづくり活動を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 村内に所在する町内会及び地区会
  - (2) 日本で最も小さくかわいい漁村づくり推進プロジェクトチーム
  - (3) 村内を活動区域として公共性を伴う事業を展開する団体及びグループ等で、定款、会則、規約等を設け、定期的な活動をしている団体のほか、村長が認める団体・グループ等
- 2 政治団体及び宗教団体は、この補助金の交付を受けることはできない。

(交付対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業及び補助率並びに補助金限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に事業の内容、経費の見積り等を記した交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(申請事業の審査)

第5条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、日本で最も美しい佐井村づくり推進本部設置要綱（平成29年佐井村告示第22号）で定める推進本部において審査を行い、補助金の交付の可否及び額を決定する。

- 2 前項の審査対象事業の内容説明は、原則として申請者が行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助金交付申請額が限度額の1/2未満かつ20万円未満の申請事業については、推進本部における申請者の説明を省略し、書面協議による審査とすることができる。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定に基づき審査した結果を経て、補助金の交付の可否及び交付決定額について、交付・却下決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 村長は、補助金を交付することを決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第7条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた内容を変更、又は中止、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ交付（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付（変更・中止・廃止）

承認・不承認決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、事業完了後速やかに事業実施の状況、経費の精算結果等を記した実績報告書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（補助金額の確定及び交付）

第9条 村長は、前条の規定による報告の内容を審査し、これを適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は前項の規定による補助金確定の通知を受けた後、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）の提出により補助金を請求するものとする。

3 前項に規定に関わらず、交付決定者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第8号）を提出し、これを村長が必要と認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金を交付することができる。

（交付決定事業の取り消し及び補助金の返還）

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）その他、村長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	交付対象事業名	交付対象経費	補助率	補助限度額
I. 通常型	① 地域づくり計画策定活動 地域経営計画や美しい地域づくり計画策定など	講師等謝金、旅費（研修旅費、講師旅費等）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製品費、食糧費）、会場使用料等	10/10 以内	300 千円
	② 街並景観形成、漁村環境及び自然環境保全活動 花いっぱい運動、ゴミ拾い、道路や耕作放棄地などの緑化・美化、パークレット（休憩スポット）設置、憩いの場整備、空き家管理など	需用費（消耗品費、燃料費、食糧費）、役務費（手数料）、使用料及び賃借料、工事請負費（一部に限る）、原材料費、備品購入費等	10/10 以内	500 千円
	③ 生業づくり活動 美味しい村開発（特産品開発）、朝市・軽トラ市開催、オープンカフェ開設、古民家活用など	講師等謝金、旅費（研修旅費、講師旅費等）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費）、役務費（広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（一部に限る）、原材料費、備品購入費等	10/10 以内	1,000 千円
	④ 学習活動 研修会、講演会、講習会、学習会など	講師等謝金、旅費（研修旅費、講師旅費等）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費）、会場使用料、原材料費、備品購入費等	10/10 以内	150 千円
	⑤ 相互交流活動 伝統文化の継承活動、芸能発表会、運動会、観光体験メニュー開発、イベント開催など	講師等謝金、旅費（研修旅費、講師旅費等）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費）、会場使用料、原材料費、備品購入費等	10/10 以内	200 千円
II. 特認型	村長が特に必要と認める事業	村長が必要と認める経費	10/10 以内	3,000 千円

(備考)

1. 事業において、旅費等を必要とする場合は、佐井村職員の旅費に関する条例（昭和62年佐井村条例第12号）に例による。
2. 補助金の交付については、補助金の交付を受けようとする者からの交付申請書の内容に基づき、補助率及び補助限度額の範囲内で村長が判断するものとする。
3. 補助金の交付を受けようとする者が事業主体とならない事業（業者が工事の全てを請負う事業など）については、補助金の交付対象事業としないものとする。
4. 補助金の交付対象経費の食糧費については、社会通念上必要と認められる団体の会員や外部から招へいた講師との飲食を伴う懇親会等に要する経費や休憩時に提供するお茶代程度の範囲を対象とし、それらを超える範囲については、交付対象外経費として認めないものとする。

佐井村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付申請書

日本で最も美しいむらづくり活動を実施したいので、日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 実施事業名

2 事業区分

事業区分	交付対象事業名
Ⅰ. 通常型	① 地域づくり計画策定活動                      ② 街並景観形成、漁村環境及び自然環境保全活動
	③ 生業づくり活動                                      ④ 学習活動
	⑤ 相互交流活動
Ⅱ. 特認型	

※事業区分及び交付対象事業名については、別表（第3条関係）を参考に該当する番号に○と付けてください。

3 交付申請額 円

【内訳】

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
Ⅰ ・ Ⅱ	円	／ 10	円

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 団体及びグループ等の定款、会則、規約又はこれに順ずるもの
- (4) 構成員名簿
- (5) その他村長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業名

2 事業主体

3 事業目的

4 実施期間 自) 年 月 日  
至) 年 月 日

5 事業内容

6 事業実施により期待される効果

7 その他特記事項

(注)

- 1 「2 事業主体」について、申請書の構成団体である下部組織に該当する場合は、当該団体についても記載すること。
- 2 「5 事業内容」について、補助事業の実施時期、場所、対象、方法等について具体的に記載すること。
- 3 「6 事業実施により期待される効果」の記載については、次の事項に留意すること。
  - ① 本補助金の活用を契機として、事業の効果が十分に発揮されるよう、美しいむらづくりのために創意工夫した点などを記載すること。
  - ② 当該事業の実施により、他の地域や団体にどのような波及効果が期待されるかなどの点を記載すること。
- 4 「7 その他特記事項」については、特記すべき事項がある場合に記載すること。

収 支 予 算 書

1 収入

(単位：円)

区 分	計画額	摘 要
(1) 村補助金		
(2) 自主財源		
(3) その他		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区 分	計画額	摘 要
合 計		

(注)

- 1 収入の摘要欄には、自主財源の内訳（名称、金額等）を記載すること。
- 2 支出の摘要欄には、経費の積算基礎（項目、単価、数量、回数等）となる事項を記載すること。  
なお、必要に応じて見積書等を添付すること。



（申請者名） 様

佐井村長

㊟

日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付・却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり決定をいたしましたので通知します。

記

1 実施事業名

2 決定内容 交付 / 却下

3 交付決定額 円

【内訳】

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金交付決定額
I ・ II	円	/ 10	円

4 却下とした理由

※却下の場合

5 補助の条件

- (1) 補助事業の内容を変更、又は中止、若しくは廃止しようとする場合においては、村長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告してその指示を受けること。
- (3) その他村長が必要により付す条件

年 月 日

佐井村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金 (変更・中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金について、下記のとおり (変更・中止・廃止) したいので、日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 実施事業名

2 (変更・中止・廃止) 理由

3 (変更・中止・廃止) 後の交付申請額 円  
(交付決定額 円)

4 変更の場合は、事業変更計画書及び収支予算書

5 添付書類

(1) 事業計画書 (様式第1号 別紙1)

(2) 収支予算書 (様式第1号 別紙2)

(注) 変更の場合は、様式第1号の別紙1及び別紙2を添付することとし、変更内容がわかるように変更部分を上下2段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

(申請者名) 様

佐井村長

㊟

日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付(変更・中止・廃止)承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで交付(変更・中止・廃止)承認申請のありましたこのことについて、日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり決定をいたしましたので通知します。

記

1 実施事業名

2 決定内容 承認 / 不承認

3 変更後の交付決定額 円

【内訳】

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金交付決定額
I ・ II	円	/ 10	円

(変更前の交付決定額) 円

【内訳】

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金交付決定額
I ・ II	円	/ 10	円

4 不承認とした理由

※不承認の場合

年 月 日

佐井村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金について、事業が完了したので、日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 実施事業名

2 実績報告額 円

【内訳】 事業区分	補助対象経費	補助率	実績報告額
I ・ II	円	/ 10	円

※事業区分及び交付対象事業名については、別表(第3条関係)を参考に該当する番号に○と付けてください。

3 添付書類

- (1) 事業実施内容報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 支出を証する書類(請求書並びに領収書等)の写し
- (4) 事業の実施状況を証する写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

事業実施内容報告書

1 事業名

2 事業主体

3 事業目的

4 実施期間 自) 年 月 日  
至) 年 月 日

5 事業実施内容

6 事業実施により得られた成果

7 その他特記事項

(注)

- 1 「2 事業主体」について、申請書の構成団体である下部組織に該当する場合は、当該団体についても記載すること。
- 2 「5 事業内容」について、補助事業の実施時期、場所、対象、方法等について具体的に記載すること。
- 3 「6 事業実施により得られた成果」の記載については、当該事業の実施により、どのような成果が得られたか、又は、今後、どのような成果が期待されるかなどの点を記載すること。
- 4 「7 その他特記事項」については、特記すべき事項がある場合に記載すること。

収 支 決 算 書

1 収入

(単位：円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A-B)	摘 要
(1) 村補助金				
(2) 自主財源				
(3) その他				
合 計				

2 支出

(単位：円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A-B)	摘 要
合 計				

(注)

- 1 収入の摘要欄には、自主財源の内訳（名称、金額等）を記載すること。
- 2 支出の摘要欄には、経費の支出基礎（項目、単価、数量、回数等）となる事項を記載するとともに、請求書並びに領収書等の支出根拠となる書類を添付すること。

第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

佐井村長

㊟

日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金について、日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 実施事業名
- 2 決定内容 承認 / 不承認
- 3 交付決定額 円

【内訳】

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金交付確定額
I ・ II	円	/ 10	円



年 月 日

佐井村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金確定の通知のあった日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金について、日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 実施事業名

2 交付決定額 円

3 概算払受領額 円

4 今回請求額 円

5 残 額 円

6 補助金振込先

①金融機関等（銀行、信用金庫、J A）本支店名まで記入のこと	
②貯金種別	③口座番号
④口座名義（原則、事業主体名と同じ）フリガナ	

年 月 日

佐井村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

㊟

日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金確定の通知のあった日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金について、日本で最も美しい佐井村づくり事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 実施事業名

2 交付決定額 円

3 概算払請求額 円

4 残 額 円

5 補助金振込先

①金融機関等（銀行、信用金庫、J A）本支店名まで記入のこと	
②貯金種別	③口座番号
④口座名義（原則、事業主体名と同じ）フリガナ	